3　源　泉　所　得　税

統計表を見る方のために

1　利用上の注意

この章は、平成23年分の源泉所得税課税状況について全数調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

2　源泉徴収税率（平成23年分）

(1) 利子所得（源泉分離）　……　15%

(2) 配当所得

		平成16年１月～18年４月	平成18年５月～20年12月	平成21年1月～23年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く） 特定株式投資信託の収益の分配 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く）の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等		総合課税		総合課税と申告分離課税の選択適用
	源泉徴収税率	7%（注１）		
	確定申告不要制度	適用（上限なし）		
上記以外の配当等(未上場株式の配当等など)		総合課税		
	源泉徴収税率	20%		
	確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数(最高12か月)を乗じてこれを12で除して計算した金額以下	
私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託（社債的受益権に限る）の収益の分配		源泉分離課税		
	源泉徴収税率	15%（注２）		

（注１）居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要
（注２）居住者の場合は他に住民税5%の特別徴収が必要

(3) 割引債の償還差益（源泉分離）　……　18%（又は16%）

(4) 源泉徴収選択口座内配当等……　7%

(5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等……　7%

(6) 給与所得　「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額　……　(略)

(7) 退職所得　イ　「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合　……「退職所得の源泉徴収税額の速算表」…　(略)
　　ロ　「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合　……　20%

(8) 報酬・料金等　イ　居住者に対して支払われるもの

(ｲ) 原稿料等（所得税法第 204条１項１号）
弁護士、税理士等（同条１項２号）
職業野球選手、騎手等（同条１項４号）
芸能等についての出演、演出等（同条１項５号）
契約金（同条１項７号）
　　１回の支払金額 100万円までの部分　……　10%
　　〃　100万円超の部分　……　20%

(ﾛ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条１項２号）＝１回の支払金額１万円超の部分
職業拳闘家（同条１項４号）＝１回の支払金額５万円超の部分
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条１項４号）＝月中の支払金額12万円超の部分
バー、キャバレーのホステス等（同条１項６号、措置法第41条の20）
＝（５千円×計算期間の日数）を超える部分
広告宣伝の賞金（同条１項８号）＝１回の支払金額50万円超の部分
　　10%

(ﾊ) 診療報酬（同条１項３号）＝月分の支払金額20万円超の部分　……　10%

(ﾆ) 公的年金等（所得税法第 203条の２）＝（（公的年金等の支給額）－（控除額））
Ａ「扶養親族等申告書」を提出した場合……　5%
Ｂ「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合……　10%

(ﾎ) 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第 207条)
＝（支払う年金の額－その年金額に対応する保険料又は掛金のの額）で25万円以上のもの……　10%

ロ　内国法人に対して支払われるもの
・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第 174条第10号）
＝（賞金の額の20%＋60万円）を超える部分　……　10%